

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

加古川市長

## 公表日

令和6年3月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>・住民税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等の課税資料に基づき住民税額を賦課決定する。</li><li>2. 課税資料の追加、訂正又は調査に基づく職権による住民税額の修正</li><li>3. 課税情報の正確な記録を確保するための措置</li><li>4. 転居等により課税出来ない資料を入手した際の課税権のある市区町村(特別区を含む。) (以下「市町村」という。)への課税資料の送付</li><li>5. 本人又は代理人の請求による所得・課税証明書の発行</li><li>6. 住民税額に変更があった際の納税義務者に対する通知</li><li>7. 他の市町村からの照会に対する回答</li><li>8. 納税者からの納税の管理</li><li>9. 納付額が課税額より多い場合における還付、充当処理</li><li>10. 納期限を過ぎて未納となっている納税義務者への督促状、催告書の送付</li><li>11. 納税者からの納税証明書交付申請の受付、審査、交付</li><li>12. 督促状を送付した納税者について、完納されない場合の滞納整理</li><li>13. 統計情報を作成し報告する。</li><li>14. 地方税関係情報を庁内他課へ移転する。</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 個人住民税システム</li><li>2. 証明書コンビニ交付システム</li><li>3. 審査システム</li><li>4. 国税連携システム</li><li>5. 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>6. 宛名管理システム</li><li>7. 統合宛名システム</li><li>8. 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税賦課情報ファイル	
(2)個人住民税収納情報ファイル	
(3)個人住民税滞納情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 16の項</p> <p>(2)別表第1省令 ・第16条</p> <p>(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 5の項 ②番号利用条例施行規則 ・第21条</p> <p>2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2のうち情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 27の項</p> <p>(2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・主務省令で定める情報として市町村民税又は道府県民税に関する情報を含む条項(番号法別表第2にて情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項に対応) 【情報照会の根拠】 ・第20条</p> <p>(3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民税課、収税課
②所属長の役職名	市民税課長、収税課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 税務部 市民税課 諸税係(079-427-9161) 収税課 収納係(079-427-9170) 管理係(079-427-9709)

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	住民税は地方税法により定められた枠組みに従い、条例に基づいて以下の事務を取り扱う。	住民税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。	事前	-
平成27年10月1日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	審査システム(eLTAX)	審査システム	事前	-
平成27年10月1日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(新規追加)	番号法第9条第2項及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年10月1日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(新規追加)	「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年10月1日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	収税課長 尾家 浩之	収税課長 北村 順	事前	-
平成27年10月1日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ-連絡先	収納係 (079-427-9175)	収納係 (079-427-9170)	事前	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。 )又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。 )により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一 16の項</li> </ul> </li> <li>(2)別表第一省令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条</li> </ul> </li> <li>(3)①番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第2項</li> <li>②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第1 16の項</li> </ul> </li> <li>(2)別表第1省令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条</li> </ul> </li> <li>(3)番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第2項</li> <li>①番号利用条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項及び第2項 別表第2 5の項</li> </ul> </li> <li>②番号利用条例施行規則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第21条</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令という）又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）」（以下、特定個人情報保護委員会規則（案）という）及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事前	-
平成28年1月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号 別表第二 27の項</li> </ul> </li> <li>(2) 別表第二省令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条</li> </ul> </li> <li>(3) ①番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第14号</li> <li>②特定個人情報保護委員会規則（案）</li> <li>③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号 別表第二 27の項</li> </ul> </li> <li>(2) 別表第二省令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条</li> </ul> </li> <li>(3) 番号法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第14号</li> <li>①委員会規則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条</li> </ul> </li> <li>②番号利用条例</li> <li>③番号利用条例施行規則</li> </ul> </li> </ul>	事前	-
平成28年8月29日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	市民税課長 安次嶺 雅夫	市民税課長 河村 孝弘	事後	-



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月29日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの</p>	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月29日	I 関連情報－4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>(1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2 27の項</p> <p>(2) 別表第2省令 ・第20条</p> <p>(3) 番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p>	<p>(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(27、29の項)</p> <p>(2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条</p> <p>【情報照会の根拠】 ・第20条</p> <p>(3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p>	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月24日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	079-437-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	管理係(079-427-9160)	管理係(079-427-9709)	事後	-
平成30年7月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	市民税課長 河村 孝弘	市民税課長 井上 英樹	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	市民税課長 井上 英樹、収税課長 北村 順	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	市民税課長、収税課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-
令和2年9月30日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	<p>(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(27、29の項)</p> <p>(2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条</p> <p>【情報照会の根拠】 ・第20条</p> <p>(3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p>	<p>(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2のうち情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 27の項</p> <p>(2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・主務省令で定める情報として市町村民税又は道府県民税に関する情報を含む条項(番号法別表第2にて情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項に対応) 【情報照会の根拠】 ・第20条</p> <p>(3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p>	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当	加古川市役所 総務部 総務課	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第7号、第8号	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第8号、第9号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和6年3月18日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(追加)	2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	-